中之条町高齢者等見守りネットワーク事業協定書

中之条町（以下「甲」という。）と 　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、　中之条町高齢者等見守りネットワーク事業に関し、次のとおり協定を締結する。

（事業の目的）

第１ この協定は、町民、町、中之条町地域包括支援センター、協力団体及び協力事業者が連携し、異変のある高齢者や徘徊等により何らかの支援を必要としている高齢者を早期に発見し、必要な支援を行い、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援することを目的とする。

（事業の内容）

第２ 乙は、中之条町内における事業活動の中で高齢者の異変や生活上の支障等に気づいたときは、必要に応じてその情報を中之条町地域包括支援センターへ連絡する。

２ 中之条町地域包括支援センターは、乙から情報を受けたときは、甲と情報を共有し乙の協力を得て必要な支援を行う。

３ 乙は、異変のある高齢者や何らかの支援を必要としている高齢者の安全を確保することが必要であると判断したときは、直接、警察署及び消防署に通報する。

４ 乙は、行方不明の高齢者であると思われる者を発見したときは、最寄りの警察署へ通報する。

（遵守事項）

第３ 乙は、本事業に関し知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。また、この協定を解除した後においても同様とする。

（免責）

第４ 乙は、高齢者等の異変に関してその責任を負わないものとする。

（協定の締結と解除）

第５ この協定は、締結の日から効力を発し、解除する場合は、甲乙合意のもとになされるものとする。

（協議）

第６ この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上で定めるものとする。

協定書の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

　　令和　　　年　　月　　日

甲）所在地　群馬県吾妻郡中之条町大字中之条町1091

名　称　中之条町

代表者　中之条町長　外丸　茂樹 印

乙）所在地

名　称

代表者 印